

国際希少野生動植物種の流通規制とその運用状況

国際希少野生動植物の流通規制の概要

- 国際希少野生動植物種の登録制度について
- 登録後の規制について

運用状況

- 登録等の状況(H5～H28/5)
- 種の保存法違反の検挙の状況

参考 他法令での個体識別措置の状況

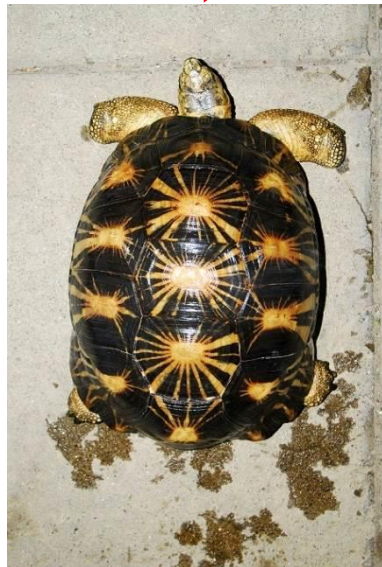
国際希少野生動植物種の登録制度について

種の保存法施行令 別表第二

表二 トラ、アジアアロワナ等

ワシントン条約附属書 I 掲載種

以後、登録票とともに移動



国際希少野生動植物種登録票	
(個体の加工品 個体の器官 個体の器官の加工品)	
登録記号番号 第 000-000000 号	
登録を受けた国際希少野生動植物種	種名 マダガスカルホシガメ
	区分又は名称 生体
登録時 (平成26年 9月 日)	体長 XXXXXXX 体重 3.5kg 雌雄の別 不明 年齢 XXXXXXX
における 主な特徴	背甲長 30.5cm 背甲幅 25.0cm
備考	規制適用日(昭和55年11月4日) より前に取得された個体
00000-0000	
平成26年 9月 2日交付	
一般財団法人 自然環境研究センター 理事長	

登録の要件(施行令第4条)

●適法に輸入された個体等

- ・条約適用前取得
- ・関税法による許可を受けた輸入
(CITES登録繁殖施設での繁殖個体等)

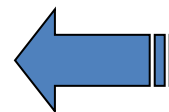
●日本国内で繁殖した個体等



申請

登録機関:

(一財)自然環境研究センター



登録票

マダガスカルホシガメ
Astrochelys radiata

登録後の規制について

- 個体等の譲渡し等は、登録票とセットで行うことが必要(法第21条第3項、第4項)
- 販売目的の陳列には、登録票を備え付ける(法第21条)
- 販売目的の広告には、登録等を受けていること、登録記号番号を表示する(法第21条第2項、規則第11条の3)
- 譲受け、引取りをした者は、30日以内に環境大臣に届出が必要(法第21条第5項)
- 占有者の氏名及び住所が変わった場合は30日以内の届出が必要(法第20条第9項)
- 登録に係る個体等を占有しないこととなった場合等は30日を経過する日までの間に環境大臣に登録票を返納が必要(法第22条)

登録等の状況(H5～H28/5)

○個体

登録されている分類数	136		
登録数	262, 455	(返納数 7, 633)	
上位3種	アジアアロワナ	254, 611	(返納数 6, 612)
	クモノスガメ	1, 042	(返納数 73) H17登録開始
	ビルマホシガメ	770	(返納数 12) H25登録開始

○個体の加工品（主に剥製）

登録されている分類数	48		
登録数	4, 108	(返納数 415)	
上位3種	オオカミ	1, 339	(返納数 11)
	ウンピョウ	448	(返納数 41)
	ヒョウ	431	(返納数 30)

注：本データは、H25の法改正で登録の区分が変更されたのに合わせて、H25以前のデータに改正後の区分を便宜的に当てはめて集計したもの。そのため区分毎の登録数は必ずしも正確な数字ではない。

登録等の状況(H5～H28/5)

○器官

登録がされている分類数		24	
登録数		33, 660	(返納数 18, 366)
上位3種	アフリカゾウ	26, 267	(返納数 12, 449)
	インドオトカゲ	6, 800	(返納数 5, 829)
	アカオオトカゲ	200	(返納数 0)
	クロサイ	200	(返納数 1)

○器官の加工品

登録がされている分類数		21	
登録数		16, 360	(返納数 36)
上位3種	ベンガルヤマネコ	12, 892	(返納数 25)
	ビクーナ	3, 028	(返納数 11)
	ヒョウ	124	(返納数 0)

注:本データは、H25の法改正で登録の区分が変更されたのに合わせて、H25以前のデータに改正後の区分を便宜的に当てはめて集計したもの。そのため区分毎の登録数は必ずしも正確な数字ではない。

種の保存法違反の検挙の状況

	平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
合計	23	42	21	38	17	26	22	41	32	46
捕獲等の 禁止違反	7	10	2	5	0	0	4	8	1	1
譲渡し等の 禁止違反	12	28	13	26	11	19	14	27	23	38
輸出入の 禁止違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
陳列広告の 禁止違反	2	3	6	7	3	4	2	2	8	7
その他の 違反	2	1	0	0	3	3	2	4	0	0

※ 犯罪統計による。

参考 他法令での個体識別措置の状況

○鳥獣保護管理法

- ・鳥獣保護管理法の許可を受けて捕獲した鳥獣(狩猟鳥獣48種以外)を飼養する際には、飼養登録していることを明らかにするため、標識(鳥類は脚環装着、哺乳類は飼養する容器に登録票添付)により識別措置を実施する。
- ・特定輸入鳥獣(鳥類21種)を輸入した際には、速やかに輸入された特定輸入鳥獣が適法に輸入されたものであることを示す標識(脚環)の交付を受け当該特定輸入鳥獣に装着する。

○外来法

- ・特定外来生物(110種類)について、飼養等の許可を受けていることを明らかにするため、マイクロチップ、タグ・脚環、標識・写真の掲示等、生物に応じて技術的に可能な方法での識別措置を実施する。

○動愛法

- ・動物(哺乳類、鳥類、爬虫類)の所有者は、首輪、名札、マイクロチップ、足環等の装着による所有明示措置を講ずるよう、努める義務がある。
- ・特定動物(約650種)の飼養者は、飼養保管許可を受けていることを明らかにするため、特定動物にマイクロチップ又は脚環の装着等の識別措置を実施し、都道府県等に届出する必要がある。